

～宅地建物取引業者からの悪質な勧誘電話等にご注意ください～

平成22年12月

最近、投資用マンションの販売などの不動産取引に関して、宅地建物取引業者から電話による執拗な勧誘を受けたなどの苦情・相談が増えています。

宅地建物取引業法では、宅地建物取引業者に対し、契約の締結の勧誘をするに際しての「電話による長時間の勧誘その他の私生活又は業務の平穩を害するような方法によりその者を困惑させる」行為を禁止しております。（宅地建物取引業法施行規則第16条の12第1号のハ）

次のような勧誘を受けた場合は、そのときの具体的な状況や様子（日時、勧誘してきた事業者の会社名及び担当者名、具体的なやり取り等）を下記の免許行政庁までお知らせください。

- ・断ったにもかかわらずしつこく電話をかけてくる
- ・長時間にわたって電話を切らせてくれなかった
- ・深夜や早朝に電話をかけられた
- ・脅迫めいた発言があった
- ・自宅に押しかけられ契約等を迫られた など

○免許行政庁の別、免許証番号等は、[こちら](#)より業者名から検索できます。

○連絡先（免許行政庁）

- ・[福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県に本店を有する国土交通大臣免許業者]  
九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課 不動産業第一係  
092-471-6331（代表） 内線6151
- ・[上記以外に本店を有する国土交通大臣免許業者]  
本店が所在する道府県を管轄する地方整備局等の宅地建物取引業免許部局  
（詳細は[こちら](#)よりご確認ください）
- ・[都道府県知事免許業者]  
当該都道府県の宅地建物取引業免許部局  
（詳細は[こちら](#)よりご確認ください）

○個人情報の消去等について

個人情報取扱事業者は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めることとされており（個人情報保護法第31条第1項）、プライバシーポリシー等に基づき、本人からの申し出によりデータ消去等に応じる場合もあります。本人から勧誘してきた事業者の個人情報相談窓口に対し、データ消去等の申し出をされることも解決の手段として考えられますので、ご検討ください。